



令和5年6月号

# くらしのフレッシュ便



広島県消費者啓発キャラクター ムーチョ

## 相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約などの状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

### 偽物が届く！？代引き配達の利用時は特に御注意ください！

#### ＜相談内容＞

SNS を見ていたら、実店舗もある好きなブランドの公式販売サイトが広告で出てきたので、クリックしてサイトを見ていた。ちょうど欲しかった靴が載っており、本来10万円するものが1万円で販売されていたので、すぐに代引き配達で注文した。

翌日、あまりに安いので不安になり、最寄りの実店舗に行き事情を伝えたところ、「うちの公式販売サイトでは10万円の靴を1万円で販売することはあり得ない。」と言われた。偽物が届くかもしれないが、どうしたらいいか。  
(40歳代 女性)

#### ＜アドバイス＞

相談者には、注文先は偽サイトの可能性があることを説明し、事業者の連絡先が分かるなら、キャンセルして商品は受け取らない旨を通知する、連絡先が分からないなら、届いたときに受取拒否し、送付状を控えておくよう助言しました。

○少しでも怪しいと感じるサイトでは、取引しないようにしましょう。

偽物が届く通販サイトの特徴として、

- ・ 販売価格が大幅に値引きされている
- ・ サイトに記載されている日本語の字体、文章表現がおかしい
- ・ 販売業者の名称、住所、電話番号などの情報がサイトに表示されていない
- ・ 支払い方法が「代引き配達」しか選択できない

などが挙げられます。

**SNS 等の広告をきっかけに誘導される事例が多いので注意しましょう。**



○代引き配達の利用時は特に注意が必要です。

代引き配達の場合、宅配業者に代金を支払って荷物を受け取り、開封して初めて商品を確認することができるため、代金を支払う前に商品が**本物か偽物かを確認することができません。**

宅配業者等に代金を支払って商品を受け取った後、宅配業者等からの返金は困難です。家族の代理で受け取る場合も、**必ず本人に確認を取ってから代金を支払ってください。**

○発注後に不安になったときや商品受け取り後に偽物と気づいた場合、**悩んだり、泣き寝入りせず、すぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。**

## 生活情報ファイル

### 広島県 夏の食中毒予防期間が始まります！

広島県では、今年度から、6月1日から9月30日までを「広島県夏の食中毒予防期間」とし食中毒予防の取組を実施しています。高温多湿となる夏季は、カンピロバクターなどの細菌を原因とする食中毒が最も発生しやすい時期です。次の3原則を守って家庭での食中毒を防ぎましょう！

#### ～細菌性食中毒予防の3原則～

- 1 菌をつけない！（例：こまめな手洗い、調理器具の洗浄消毒など）
- 2 菌をふやさない！（例：冷蔵・冷凍保存、調理後すぐに食べることなど）
- 3 菌をやっつける！（例：中心部までの十分な加熱など）

詳しくは、県 HP から ⇒



## 試してみよう、消費者力！第3回（令和5年度）

Q 次の事例の説明として適切なものを選びなさい。

高校の同級生から SNS で「投資で簡単に儲かる。」と勧誘されて、投資の情報が入ったUSBを借金して50万円で購入した。USBを人に紹介すれば10万円の紹介料が貰えるので、複数の知人に紹介したが相手にされず、投資も失敗して借金だけが残った。

1. USBを使用した場合は、クーリング・オフができない。
2. 契約書面を受領した日から20日以内であればクーリング・オフができる。
3. クーリング・オフの対象外のため、一方的に契約をやめることができない。
4. ねずみ講に該当するため契約自体が無効となる。 【第18回消費者力検定（令和3年度実施）応用コースから】

## くらしのまめちしき

### 無料で講師を派遣します～広島県消費者啓発講座講師派遣事業～

広島県では、学校や地域の集会所などに広島県消費者啓発講座登録講師（消費者教育に関する専門的知識を有するなどの要件を満たした者）を派遣する事業を行っています。是非、御活用ください。

#### 対象

〇県内の学校が行う授業・講座、企業研修、団体研修、町内会の集会等（原則10名以上）

#### テーマ例

〇若者・高齢者に多い消費者トラブル 〇製品の安全な使い方  
〇資産形成と金融商品の基礎知識 〇エシカル消費を考えよう など

#### 受講料

〇無料（派遣にかかる謝金・旅費等は県が負担します）

#### 申込方法

- (1) 講師派遣希望日の**30日前まで**に、電話で日程等を御相談ください。
- (2) 相談後、FAX、郵送又はメールにて申請書を御提出ください。

詳しくは、県HPから ⇒



#### その他

〇お住いの市町・各種団体等が行う消費者教育・啓発のための出前講座等を検索できます。

詳しくは、県消費者啓発情報HPから ⇒



「試してみよう、消費者力！第3回解答と解説⇒（正解－2）

事例は、マルチ商法です。クーリング・オフができる取引と期間は、特定商取引法により定められており、マルチ商法はクーリング・オフができる取引のうち、連鎖販売取引に該当するため、USBを使用した場合でもクーリング・オフができます。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいても構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。